現場代理人の常駐義務緩和措置の取扱いの変更について

令和7年1月30日 沼津市財務部契約検査課

令和7年2月1日から建設業法施行令の一部を改正する政令が施行され、主任(監理) 技術者等の配置に関する金額要件が改正されることになりました。

これに伴い、沼津市建設工事請負契約約款第10条第4項の規定による現場代理人の工事 現場での常駐義務の緩和について、以下のとおり取扱いを変更します。

1 現場代理人の常駐義務の緩和(現場代理人の兼任)

兼任しようとするすべての工事が次に掲げる(1)~(3)をいずれも満たす場合は、原則、3件を上限として現場代理人の兼任を認めます。ただし、安全管理、工程管理等の工事現場の運営、取締り等に支障がない場合に限ります。

- (1) 工事の請負金額が4,500万円未満(建築一式工事は9,000万円未満)であること。
- (2) 監督員の同意を得ることができること。
- (3) 低入札価格調査制度に基づく調査を実施している案件でないこと。

また、密接に関係すると認められる工事(本体工事と随意契約する付帯工事等)を同一の工事(1件)とみなし、原則、同じ現場代理人を配置することができます。

なお、現場代理人に特別な資格は要しませんが、契約締結日までに3カ月以上の直接 的かつ恒常的な雇用関係を有する者であることが必要です。

2 手続き

現場代理人を兼任しようとする場合は、当該工事の監督員及び兼任する他の工事の監督員と協議し、その承諾を得た上で、契約時に現場代理人兼任届出書を契約検査課に提出してください。

なお、沼津市発注の工事と沼津市以外の発注機関の工事間で現場代理人を兼任しようとするとき (沼津市以外の発注機関の規定等により兼務が認められている場合に限る) も、同じ手続きが必要です。

3 その他

- (1) 現場代理人は、施工に当たり、特に工事現場の安全管理、住民対応等に配意すると ともに、監督員と常に連絡を取れる体制を確保してください。
- (2)上記の条件を満たす場合にかかわらず、工事内容や工事における特殊性により兼務 を認めない場合があります。
- (3) 現場代理人は、主任(監理)技術者等を兼ねることができますが、専任要件にご注意ください。また、営業所技術者等は現場代理人となることはできません。
- (4) 工事執行当初において、設計変更により、工事の請負代金額(消費税及び地方消費

税を含む。)が<u>4,500</u>万円以上(建築一式工事の場合は<u>9,000</u>万円以上)となるような変更が予め予想される場合は、現場代理人の兼任はできません。

- (5) 現場代理人兼任届出書の記載内容に虚偽があった場合又は現場代理人を兼任することにより現場の体制に不備が生じ又は不良な工事となった場合は、当該兼任の取消し、契約解除、工事成績評定への反映、入札参加停止措置等を行うこととします。
- (6)次に掲げる期間等において、現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、監督員との連絡体制が確保されると認められる場合には、現場に常駐する必要がないものとして取扱います。なお、この場合、現場代理人が工事現場を離れる期間を明確にし、その間の現場の安全確保、緊急時の連絡体制などを工事打合せ記録簿等で明確にしてください。
 - ・契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまで の期間
 - ・沼津市建設工事請負契約約款第63条の2第1項又は第2項の規定により、工事の 全部の施工を一時中止している期間
 - ・橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作 のみが行われている期間

4 適用日 令和7年2月1日以降

5 留意事項

この変更は、請負契約の時点に関わらず、すべての工事において変更後の基準が適用 可能となります。ただし、工期途中において現場代理人を交代することは、適正な施工 の確保の観点から、慎重かつ必要最小限とするため、必ず事前に監督員と協議を行って ください。